

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の
臨時休業及び出席停止の対応について（通知）

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について（通知）」（R3.12.27付教政第290号）において、児童生徒等の感染が確認された場合における臨時休業の考え方を示しているところですが、感染が急速に拡大しており、これまでより、臨時休業期間が長引く状況となっているため、次のとおり対応することといたしますので、学校内における感染拡大の可能性に応じて適切に御判断いただきますようお願いいたします。

- 1 原則として、特定の学級・学年単位の臨時休業とする。
【臨時休業の対象となる学級（学年）】
 - ・陽性者の在籍する学級（学年）
 - ・濃厚接触者となる可能性が高い児童生徒等が複数在籍する学級（学年）
 - ・その他、教育委員会及び学校長が必要と判断する学級（学年）
- 2 部活動などで接触があり、濃厚接触者となる可能性がある児童生徒等は、出席停止とする。（閉鎖対象外の学級（学年）に在籍する児童生徒等）
- 3 上記1，2の場合、臨時休業及び出席停止とする期間の目安は、文部科学省の対応ガイドラインに順じ、5日程度とするが、県教育委員会と学校長が協議のうえ、判断するものとする。
なお、疫学調査が実施され、濃厚接触者に特定された児童生徒等については、保健所から待機期間として指示された期間を出席停止とする。
- 4 学校は、児童生徒等の感染を確認した場合には、速やかに、当該感染者の学校内での行動履歴等を確認し、臨時休業しようとする学級（学年）及び出席停止にしようとする児童生徒等のリストを作成した上で、教育委員会に相談すること。
- 5 教職員の感染が確認された場合の対応については、濃厚接触者となる可能性がある児童生徒等及び教職員の状況に応じて判断するものとする。